

株 主 各 位

## 第104回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

2020年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

① 事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制」	1
② 事業報告の「7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」	6
③ 連結計算書類の連結資本変動表	10
④ 連結計算書類の連結注記表	11
⑤ 計算書類の株主資本等変動計算書	18
⑥ 計算書類の個別注記表	19

2021年5月26日

ソニーグループ株式会社

上記の事項は、法令及び当社定款の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sony.com/ja/SonyInfo/IR/>)に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる当社及び当社子会社(以下「ソニーグループ各社」といい、当社と総称して「ソニーグループ」という。)の内部統制及びガバナンスの枠組みに関する事項につき、以下に述べる体制が決議時点で有効に存在することを確認のうえ、かかる体制を継続的に評価し、適宜改善することを決議しました。

### 1. 監査委員会の職務の執行に関する事項

#### (1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務執行を補佐するため、取締役会の決議にもとづき、監査委員会を補佐する者を置く。この者は、監査委員の指示のもと、自ら、あるいは、関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、必要に応じて監査委員会を補佐して実査・往査を行う。

#### (2) 前号の取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項、ならびに当社の監査委員会の前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号に定める監査委員会を補佐する者は当社の従業員であり、その選任及び解任につき監査委員会の同意を要する。また、この者の業績評価は監査委員会がこれを行う。なお、この者は、監査委員会の監督に服し、ソニーグループの業務の執行に関わる役職を兼務しない。

#### (3) 当社の取締役(監査委員である取締役を除く。)、執行役及び会計参与ならびに使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制、及びソニーグループ各社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

監査委員会が選定した監査委員は、当社の他の取締役、執行役及び従業員に対してその職務執行に関する事項の報告を求める権限を持ち、かつ、ソニーグループ各社に対して事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査する権限を持つ。また、監査委員会は、ソニーグループ各社の取締役、執行役及び従業員(以下「ソニーグループ各社の取締役等」という。)の監査委員会への出席及び監査委員会の求める事項の説明を求める権限を持つ。

さらに、監査委員会は、会計、財務報告に関する内部統制、監査に関する事項についての従業員からの苦情(会計及び監査に関する事項についての秘密、匿名の意見表明を含む。)の受領、保存その他の取り扱いに関する手続を確立する権限と責任を持ち、このために必要な事項を執行役に指示する権限を持つ。

これらの責任・権限を踏まえて、当社執行役及び従業員は、取締役会の決議にもとづき、以下に定めるものにつき定期的に、かつ、自らの認識にもとづき、又は、必要に応じて関連するソニーグループ各社の取締役等から報告を受けたいうで、監査委員会に報告する。なお、報告内容の詳細、頻度及び報告担当者は、監査委員会の定めるところに従う。

- ソニーグループの内部統制に関わる部門(内部監査・経理・財務・IR・コンプライアンスその他)及びソニーグループ各社の監査役・監査委員からの直接又は間接の活動報告概要
- ソニーグループの重要な会計方針・会計基準及びその変更(変更前に報告)
- 当社の業績発表の内容及び重要開示書類の内容
- ソニーグループの内部通報制度の運用報告及び受領した通報内容の報告
- 弁護士による米国証券関連法違反等の報告
- 当社の会計監査人の監査パートナーの交代
- 監査委員会が指定するソニーグループ各社における監査役・監査委員及びソニーグループの各地域・各ビジネス領域における内部監査部門の責任者の選解任

執行役は、ソニーグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、自らの認識にもとづき、又は、必要に応じて関連するソニーグループ各社の取締役等から報告を受けたうえで、直ちに当該事実を監査委員会に報告する。

前記報告事項に加え、当社のCEO及びCFOは、自らの認識にもとづき、又は、必要に応じて関連するソニーグループ各社の取締役等から報告を受けたうえで、米国証券関連法の定めに従い、以下の事項を監査委員会へ報告する。

- ① 当社の財務情報を記録・処理・要約・報告する能力に悪影響を与える合理的可能性のある、財務報告にかかる内部統制の設計及び運用における重要な問題点もしくは欠陥
- ② 重大であるか否かを問わず、当社の財務報告にかかる内部統制において重要な役割を果たすマネジメントもしくは従業員による不正行為

#### **(4) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

ソニーグループでは、全ての役員・従業員に対して、非倫理的な行為や法令・社内規則違反のおそれがあると気づいた場合、その旨を速やかに報告することを求めており、このような懸念が速やかに報告され、またその報告が適切に処理されるよう、通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を構築し、維持する。監査委員会への報告であるかどうかにかかわらず、当社及びソニーグループ各社は、かかる情報をもとに誠実に通報を行った役員・従業員を、公正にまた丁寧に取り扱い、かかる通報者に対する一切の報復措置を許容せず、また、かかる通報者の匿名性を可能な限り維持することに努める。

#### **(5) 当社の監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査委員会は、監査委員会及び監査委員の職務の執行に関する活動計画及び費用計画を作成し、当社は、かかる活動計画及び費用計画に従い、監査委員会及び監査委員が行った活動にともない発生した費用を負担する。これらの費用には、監査委員会が必要に応じてその職務の遂行のために利用する外部コンサルタント、外部弁護士、もしくはその他の外部専門家の費用も含まれる。

## **(6) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査委員会は、ソニーグループの財務報告にかかる内部統制の有効性を評価するうえで、ソニーグループの内部統制に関わる部門及びソニーグループ各社の監査役と連携している。監査委員会は、会計監査人の監査の相当性ならびに会計監査人の独立性及び適格性につき評価するとともに、会計監査人の監査計画、報酬、非監査業務、及び監査パートナーの交代につき事前に確認・承認している。また、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している監査委員が随時会計監査人より会計に関する報告を受ける。

当社の内部監査部門の責任者の選任及び解任については、監査委員会の事前同意を要する。また、ソニーグループ各社の監査役・監査委員、ソニーグループの各地域における内部監査部門の責任者及びソニーグループの各ビジネス領域における内部監査部門の責任者の選任及び解任については、監査委員会の指定に従い、監査委員会の事前同意又は報告を要する。

## **2. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびにソニーグループの業務の適正を確保するための体制**

### **(1) 当社の執行役及び使用人ならびにソニーグループ各社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社のコンプライアンス統括部門は、ソニーグループ全体のコンプライアンス体制を整備し、コンプライアンス活動を横断的に推進する機能を有する。また、かかる活動を推進するため、当社のコンプライアンス統括部門と各地域（米州・欧州・日本・東アジア・パンアジア）に設置した地域コンプライアンス統括部門が連携して、ソニーグループ全体のコンプライアンスを確保する体制（以下「コンプライアンスネットワーク」という。）を構築する。

各地域コンプライアンス統括部門は、当社コンプライアンス統括部門を補佐して、担当地域内のソニーグループ各社におけるコンプライアンス体制を整備し、法令・社内規則等の遵守をはじめとするコンプライアンス活動を推進する機能を有する。各地域コンプライアンス統括部門の長たる地域コンプライアンスオフィサーは、担当地域内のソニーグループ各社に対する指示・監督権を含め、かかる機能を実現するために必要な権限を持つ。

かかる体制のもと、当社は、ソニーグループ全体で、企業倫理の重要性の継続的な周知徹底を行う。その一環として、「ソニーグループ行動規範」その他の重要なソニーグループ共通の方針・規則を整備し、当社及びソニーグループ各社の役員・従業員へ継続的に周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行う。また、企業倫理や法令・社内規則違反に関する役員・従業員からの報告や問題提起を求めるための通常の

指揮命令系統から独立した内部通報制度を整備し、当社及びソニーグループ各社に導入する。なお、内部通報制度の運営状況については、担当の役員・従業員が定期的に監査委員会へ報告する。

また、当社コンプライアンス統括部門は、前記の活動に加え、コンプライアンスネットワークを活用し、以下の仕組みによるソニーグループ全体のコンプライアンス体制の維持等を通じて、コンプライアンス活動を継続的に推進する。

- ①「決裁規程」(後記(2)を参照)及びその他の内部統制による、所定の範囲を超えた権限行使の抑止
- ② 不正行為に関する当社への報告の義務化
- ③ コンプライアンスに関する事項の周知徹底、啓発、導入、報告についての当社コンプライアンス統括部門による監督の仕組み

また、ソニーグループにとっての重要事項が、日本及び米国の証券関連法、米国証券取引委員会(SEC)、当社が上場している証券取引所の規則等に則って適時に開示されることを確保する仕組みとして、当社は「会社情報の適時開示に関する統制と手続き(Disclosure Controls and Procedures)」を構築・維持する。この仕組みの整備・運用・評価・維持に関し、当社のCEO及びCFOを補佐する機関として、社内の関連部門の責任者により構成される「ディスクロージャーコミッティ」を設置する。適時かつ適切な開示を確保するため、ディスクロージャーコミッティは、「決裁規程」(後記(2)を参照)及び社内規則である「重要事項開示に関する報告要請」等にもとづき、ソニーグループの主要なビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署から付議／報告された事項について、ソニーグループ全体にとっての重要性を評価したうえで、前記の法令・証券取引所の規則等に照らし、開示の必要性を検討し、CEO及びCFOへ報告してその判断に供する。

## **(2) 当社の執行役及びソニーグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社の取締役会は、ソニーグループの企業価値向上をめざした経営を推進することを目的として、法令、定款及び取締役会規定に定める事項を決議し、ソニーグループの業務の執行を監督する。また、その一環として、執行役を含む上級役員の職務分掌を定め、各上級役員が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を上級役員に委任する。各上級役員は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じてソニーグループ全体としての経営目標の達成に努め、委任された権限にもとづき、ソニーグループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行う。各上級役員の業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して自らと指揮命令関係のない他の上級役員の担当領域に影響を及ぼす場合には、当該上級役員と協議のうえ、ソニーグループにとって最適な選択肢を追求することを原則とし、必要に応じて、双方の領域を管轄又は担当する上位の上級役員の決定を仰ぐ。

また、各上級役員は、「ソニーグループ株式会社決裁規程」の定めるところにもとづき、下位の役員に、自らの職務の一部を委譲する権限を持つ。また、かかる体制のもと、ソニーグループにとっての重要案件が、ソニーグループ各社から漏れなく当社のマネジメントへ上程され、適切な機関によって意思決定されることを確保するため、当社は、ソニーグループ各社が事前に当社のマネジメントの承認を要する事項及びソニーグループ各社から当該者への報告を求める事項等を明文化した「ソニーグループ決裁規程」を定め、ソニーグループ内に周知徹底する(ただし、上場会社や第三者との合併会社の

一部は除く。)。また、当社においても、取締役会、CEOその他の上級役員、又は上級役員から権限委譲を受けた者の事前の承認を要する事項等を明文化し、「ソニーグループ株式会社決裁規程」(ソニーグループ決裁規程と併せて「決裁規程」という。)として定め、社内に周知徹底する。決裁規程により決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスク等に関する十分な情報を入手のうえ、これらを評価し、ソニーグループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行う。

### **(3) 当社及びソニーグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

ソニーグループの各ビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署は、それぞれの担当領域において、定期的にリスクを検討・評価し、損失のリスクの管理のため必要な体制(リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等)の整備・運用を行う。これに加え、当社の執行役を含む上級役員は、ソニーグループにおける自己の担当領域において、ソニーグループに損失を与えうるリスクの管理のために必要な体制(ソニーグループの各ビジネスユニット、子会社、関連会社又は社内部署から必要に応じてビジネスリスクの検討・評価結果の報告を受ける体制を含む。)を構築・維持する権限と責任を有する。その中で、本社機能を担当する執行役は、ソニーグループにおける自己の担当領域に関して、ソニーグループ全体のリスク評価・管理を行う権限と責任を有する。また、これらの実施を確保するために必要なソニーグループ内の体制を構築・維持する権限と責任を有する。グループリスク管理を担当する執行役は、前記各担当における体制の構築・維持を総合的に推進し、管理する。

### **(4) ソニーグループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

ソニーグループ各社の財務状況について、当社の社内規則により当社への定期的な報告(直接又は間接)を義務付けるとともに、前記(2)のとおり、当社は、ソニーグループ各社が事前に当社のマネジメントの承認を要する事項及びソニーグループ各社から当該者への報告を求める事項等を明文化したソニーグループ決裁規程を定め、ソニーグループ内に周知徹底する(ただし、上場会社や第三者との合併会社の一部は除く。)。さらに、前記(1)のとおり、社内規則である「重要事項開示に関する報告要請」等により、ソニーグループの主要なビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署からソニーグループ全体にとって重要と思われる情報について報告を受ける体制を構築する。

### **(5) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

当社及びソニーグループ各社は、その職務の遂行にかかる文書その他の情報につき、法令及び当社の社内規則に従い適切に保存及び管理を行う。以下の文書については、少なくとも10年間保存する。

- ① 執行役を含む上級役員による決裁
- ② 上級役員より権限を委譲された従業員による決裁
- ③ CEO、CFOの職務執行を直接補佐する会議体の記録

決議日：2021年5月10日

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、取締役会により決議された前記6.の業務の適正を確保するための体制につき、その適切な運用に努めています。当事業年度におけるかかる体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

### 1. 監査委員会の職務の執行に関する事項

#### (1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務執行を補佐する者として、取締役会決議により、監査委員会補佐役を置いています。かかる監査委員会補佐役は監査委員の指示・監督のもと、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、監査委員会を補佐して実査・往査を行っています。また、かかる監査委員会補佐役は、必要に応じて、内部統制に関わる部門(内部監査・経理・財務・IR・コンプライアンスその他)と連携しています。

#### (2) 前号の取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項、ならびに当社の監査委員会の前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会補佐役の選解任については、監査委員会の同意を要することとしています。また、ソニーグループの業務の執行に関わる役職を兼務しない、専任の監査委員会補佐役は、監査委員の指示・監督のもと、前記7.1(1)の業務を遂行しており、その業績評価は監査委員会が行っています。

#### (3) 当社の取締役(監査委員である取締役を除く。)、執行役及び会計参与ならびに使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制、及びソニーグループ各社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

監査委員会又は監査委員が持つ様々な権限や報告を受けるべき内容については、社内規則として明文化し、ソニーグループ内においてその周知徹底に努めています。また、社内規則にもとづき監査委員会が報告を受けるべき内容については、以下を通じて監査委員会に対して適宜、報告が行われています。

- ① 当年度に6回開催した監査委員会での審議
- ② 監査委員会補佐役に行わせる活動(おおよそ月に2回以上開催される重要な経営執行にかかる会議への陪席、年間およそ480件に及ぶ上級役員の決裁書類等の閲覧等)

#### (4) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ソニーグループは、役員・従業員が、非倫理的な行為や法令・社内規則違反のおそれがあると気づいた場合にはこれを報告し、また、どのように行動することが最善かを確認することをはっきりとかつ繰り返して求めるとともに、誠意をもって不正行為を報告した役員・従業員に報復がなされることのないよう保護することをソニーグループ行動規範その他の社内規則により明文化し、通報者保護に努めています。ソニーグループには、ソニー・エシックス&コンプライアンス・

ホットライン(「内部通報制度」)をはじめとする、企業倫理や法令・社内規則違反に関する質問や問題を役員・従業員から随時受け付けている多くの報告・相談窓口があります。内部通報制度は、通常の社内の指揮命令系統から独立して運営されています。内部通報制度の受付窓口は、専門の第三者機関が運営しており、専門の教育を受けたオペレーターが対応にあたっています。また、いつでも、各国の言語で通報することができます。通報にかかる機密は保持され、各国の法令によって認められる限り、匿名で通報することができます。当年度においては、ソニーグループ全体で、内部通報制度を通じて約370件の通報を受け付け、適宜対応しました。

#### **(5) 当社の監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査委員会及び監査委員の職務の執行に関する活動計画及び費用計画にもとづき、監査委員会及び監査委員が行った活動にともない発生した費用を負担しています。これらの費用には、監査委員会がその職務を遂行するためや職務に必要な知見を獲得・更新するために必要な費用(外部団体への参加費用等)も含まれます。

#### **(6) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査委員会は、各監査委員又は監査委員会補佐役が直接行う監査活動に加えて、当社の内部監査部門及びソニーグループの内部統制を担当する各部門と連携して行う「組織監査」を行っており、監査委員会又は適宜開催するその他の会議や監査委員会補佐役の活動等を通じて前記

各部門より定期的に報告を受け、また必要に応じて調査の依頼をし、その経過及び結果について報告を受けています。さらに、当社の内部監査担当部門は、ソニーグループの財務報告にかかる内部統制の有効性を評価するために実施した監査について、四半期ごとに監査委員会に対して報告しています。

また、当社の内部監査部門の責任者の任免については、監査委員会の事前同意を要件とするとともに、ソニーグループ各社の監査役・監査委員、ソニーグループの各地域における内部監査部門の責任者及びソニーグループの各ビジネス領域における内部監査部門の責任者の選任及び解任については、監査委員会が事前に同意すべき、又は事後に報告を受けるべき者を指定し、それに応じた対応を行っています。さらに、監査委員会は、会計監査人の適格性及び独立性を評価し会計監査人が行う監査の相当性の評価を行うため、以下を実施しています。

- ① 会計監査人から、当該会計監査人の品質管理体制、独立性、職業倫理、専門性、監査の有効性及び効率性等につき報告を受け、その内容を確認すること
- ② 期初において、当年度における会計監査人が実施予定の監査計画の説明を受けたうえでその内容を確認し、その報酬等に同意をすることに加え、定期的に業務内容及びその報酬について報告を受け、その内容を確認すること
- ③ 会計監査人から四半期財務報告のレビューを含む期中及び年度末の監査の手続と結果についての報告を受け、その内容を評価すること
- ④ ソニーグループの内部統制に関わる部門から会計監査人による監査活動について報告を受け、再任に関する意見を聴取すること等



本事業報告に添付の監査報告にも記載のとおり、監査委員会  
は当社の会計監査人による監査の方法及び結果は相当で  
であると評価しています。

## 2. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合 することを確保するための体制その他当社の 業務ならびにソニーグループの業務の適正を 確保するための体制

### (1) 当社の執行役及び使用人ならびにソニー グループ各社の取締役等の職務の執行が 法令及び定款に適合することを確保するた めの体制

ソニーグループは、法令を遵守し、倫理的で責任ある事業活動  
を行うことに確固として取り組んでいます。ソニーグループの  
マネジメントは、自ら範を示し、この取り組みを実行して  
います。ソニーグループでは、当社のコンプライアンス統括部門  
と各地域(米州・欧州・日本・東アジア・パンアジア)に設置  
した地域コンプライアンス統括部門が連携し、コンプライアンス  
ネットワークを構築し、啓発メッセージや社内規則、教育研修、  
監査を組み合わせて、倫理的で責任ある事業活動と法令  
遵守への取り組みを推進しています。

ソニーグループ行動規範は、ソニーグループの企業倫理・  
コンプライアンス・プログラムの基礎をなすものであり、倫理的  
で責任ある事業活動に関する基本的な規範を定めています。  
ソニーグループは、役員・従業員が、非倫理的な行為や法令・  
社内規則違反のおそれがあると気づいた場合にはこれを  
報告し、また、どのように行動することが最善かを確認する  
ことをはっきりとかつ繰り返して求めるとともに、誠意を  
もって不正行為を報告した役員・従業員に報復がなされる  
ことのないよう保護することをソニーグループ行動規範  
その他の社内規則により明文化し、通報者保護に努めて

います。ソニーグループには、「内部通報制度」をはじめとする、  
企業倫理や法令・社内規則違反に関する質問や問題を役員・  
従業員から随時受け付けている多くの報告・相談窓口があり  
ます。内部通報制度は、通常の社内の指揮命令系統から独立  
して運営されています。内部通報制度の受付窓口は、専門の  
第三者機関が運営しており、専門の教育を受けたオペレータ  
ーが対応にあたっています。また、いつでも、各国の言語で  
通報することができます。通報にかかる機密は保持され、  
各国の法令によって認められる限り、匿名で通報することが  
できます。

コンプライアンス・プログラム及び内部通報制度の運用状況  
は、当社の監査委員会に月次で報告され、また、定期的に報告  
の場が設けられています。なお、当年度においては、ソニー  
グループ全体で、内部通報制度を通じて約370件の通報を  
受け付け、適宜対応しました。

また、情報開示については「会社情報の適時開示に関する  
統制と手続き(Disclosure Controls and Procedures)」  
を社内規則として明文化し、ソニーグループの主要なビジネス  
ユニット、子会社、関連会社及び社内部署に周知徹底すると  
ともに、この仕組みの整備・運用・評価・維持に関し、当社の  
CEO及びCFOを補佐する機関として、社内の関連部門の  
責任者により構成される「ディスクロージャーコミッティ」を  
設置しています。また、社内規則等にもとづきディスクロージャー  
コミッティに報告等がなされた潜在的な重要事項につき、  
ソニーグループ全体にとっての重要性を評価したうえで、  
適用される法令・証券取引所の規則等に照らし、開示の  
必要性を検討し、CEO及びCFOへ報告しています。さらに、  
「会社情報の適時開示に関する統制と手続き」については、  
毎年ディスクロージャーコミッティが中心となって適宜必要な  
見直しを実施しています。

## **(2) 当社の執行役及びソニーグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、経営に関する迅速かつ効率的な意思決定を可能にすべく、ソニーグループ株式会社決裁規程その他の社内規則を明文化し、その周知徹底に努めています。また、同様に、ソニーグループにとっての重要案件が、ソニーグループ各社から漏れなく当社のマネジメントへ上程され、適切な機関によって意思決定されることを確保するため、当社は、ソニーグループ決裁規程を定め、ソニーグループ内に周知徹底しています。さらに、これらの社内規則において、決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスク等に関する十分な情報を入手のうえ、これらを評価し、ソニーグループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行うことを明文化しており、それらの者はその遵守に努めています。

また、これらの社内規則については、事業環境や経営体制等を踏まえ、適宜見直しを実施しています。

## **(3) 当社及びソニーグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

ソニーグループの各ビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署は、それぞれの担当領域において、定期的にリスクを検討・評価し、損失のリスクの発見・情報伝達・評価・対応に取り組んでいます。当社の執行役を含む上級役員は、自己の担当領域において、ソニーグループに損失を与えうるリスクを管理するために必要な体制の整備・運用を推進しています。また、グルーブリスク管理を担当する執行役は、関連部門による活動を通じて、ソニーグループのリスク管理体制の整備・強化に取り組んでいます。

## **(4) ソニーグループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社は、「ソニーグループ決裁規程」や「重要事項開示に関する報告要請」等の社内規則により、ソニーグループ各社が事前に当社のマネジメントの承認を要する事項及びソニーグループ各社からの報告を求める事項等を明文化し、それらの周知徹底に努めるとともに、これら社内規則により構築された体制にもとづき、ソニーグループ各社の財務状況やソニーグループ全体にとって重要と思われる情報について、以下を通じて定期的に報告（直接又は間接）を受けています。

- ① 年間予算や中期事業計画の審議・策定に係る会議
- ② 当社やソニーグループ各社における重要な経営執行に係る会議での事業内容の報告
- ③ 当社経理部門での月次の決算情報のとりまとめ 等

## **(5) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

執行役を含む上級役員の職務の遂行に係る文書その他の情報の保存・管理に係る事項については社内規則として明文化し、その周知徹底に努めており、以下の文書については少なくとも10年間保存するとともに、その他の情報についても、法令及び当社の社内規則に従い適切に保存及び管理しています。

- ① 執行役を含む上級役員による決裁
- ② 上級役員より権限を委譲された従業員による決裁
- ③ CEO、CFOの職務執行を直接補佐する会議体の記録

# 連結資本変動表

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	累積その他の の包括利益	自己株式	当社株主に帰属 する資本合計	非支配持分	資本合計
<b>2019年3月31日現在残高</b>	<b>874,291</b>	<b>1,266,874</b>	<b>2,320,586</b>	<b>△610,670</b>	<b>△104,704</b>	<b>3,746,377</b>	<b>690,313</b>	<b>4,436,690</b>
新基準による累積影響額			△7,472			△7,472		△7,472
新株の発行	529	529				1,058		1,058
新株予約権の行使	5,179	5,180				10,359		10,359
転換社債型新株予約権付社債の 株式への転換	215	215				430		430
株式にもとづく報酬		1,980				1,980		1,980
包括利益								
当期純利益			582,191			582,191	40,069	622,260
その他の包括利益 (税効果考慮後)								
未実現有価証券評価益				26,156		26,156	14,234	40,390
未実現デリバティブ評価益				1,267		1,267		1,267
年金債務調整額				74,937		74,937	34	74,971
外貨換算調整額				△74,643		△74,643	△1,245	△75,888
金融負債評価調整額				1,973		1,973	1,059	3,032
包括利益合計						611,881	54,151	666,032
新株発行費(税効果考慮後)		△80				△80		△80
配当金			△55,111			△55,111	△25,885	△80,996
自己株式の取得					△200,211	△200,211		△200,211
自己株式の売却		0			2	2		2
自己株式の消却		△1,072	△71,338		72,410	—		—
非支配持分株主との取引及び その他		16,093				16,093	△54,350	△38,257
<b>2020年3月31日現在残高</b>	<b>880,214</b>	<b>1,289,719</b>	<b>2,768,856</b>	<b>△580,980</b>	<b>△232,503</b>	<b>4,125,306</b>	<b>664,229</b>	<b>4,789,535</b>
新基準による累積影響額			△3,669			△3,669	△1,386	△5,055
新株予約権の行使		△354	△735		18,074	16,985		16,985
転換社債型新株予約権付社債の 株式への転換			△11,060		89,402	78,342		78,342
株式にもとづく報酬		1,577				1,577		1,577
包括利益								
当期純利益			1,171,776			1,171,776	19,599	1,191,375
その他の包括利益 (税効果考慮後)								
未実現有価証券評価損				△90,521		△90,521	△11,971	△102,492
未実現デリバティブ評価益				1,513		1,513		1,513
年金債務調整額				12,962		12,962	3	12,965
外貨換算調整額				105,643		105,643	1,183	106,826
金融負債評価調整額				△2,537		△2,537	△583	△3,120
包括利益合計						1,198,836	8,231	1,207,067
配当金			△68,016			△68,016	△12,996	△81,012
自己株式の取得					△366	△366		△366
自己株式の売却		354			1,165	1,519		1,519
非支配持分株主との取引及び その他		195,425		29,900		225,325	△612,441	△387,116
<b>2021年3月31日現在残高</b>	<b>880,214</b>	<b>1,486,721</b>	<b>3,857,152</b>	<b>△524,020</b>	<b>△124,228</b>	<b>5,575,839</b>	<b>45,637</b>	<b>5,621,476</b>

(注) 前年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)はご参考(監査対象外)です。

## 連結注記表

当社及び当社の連結子会社をあわせて以下「ソニー」又は「ソニーグループ」とします。

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法(以下「米国会計原則」)に準拠して作成しています。ただし、第3項の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

ゲーム&ネットワークサービス分野、音楽分野、映画分野、エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション分野及びイメージング&センシング・ソリューション分野における棚卸資産は、正味実現可能価額(すなわち、通常の事業過程における見積販売価格から、合理的に予測可能な完成又は処分までの費用を控除した額)を超えない取得原価で評価しており、平均法によって計算しています。

#### (3) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①市場性のある負債及び持分証券

売却可能証券に区分された負債証券は、その公正価値で計上されており、未実現評価損益(税効果考慮後)は累積その他の包括利益の一部として表示されています。持分証券及び売買目的有価証券に区分される負債証券は公正価値で計上されており、未実現評価損益は損益に含まれて

います。満期保有目的の負債証券は償却原価で計上されています。売却可能証券又は満期保有目的に区分される負債証券については、信用損失の評価が行われ、必要に応じて引当金が計上されます。実現した売却損益は平均原価法により計算され損益に反映されています。

ソニーは、売却可能証券に区分された負債証券について定期的に減損の評価を実施しています。売却可能証券に分類された負債証券のうち未実現損失の状態にある証券については、未実現損失の状態にある期間の長短に限らず、公正価値が償却原価を下回る程度、利子又は元本の支払条件や滞納の事実並びに格付けの変更といったキャッシュ・フローの回収が不利となるような状況を示唆する情報と、ソニーが償却原価までその価値が回復する前に証券を売却する可能性とを併せて考慮し、公正価値が償却原価を下回る要因が信用損失によるものかを判断します。ソニーは負債証券から将来回収が見込まれるキャッシュ・フローの現在価値と償却原価を比較し、将来回収が見込まれるキャッシュ・フローの現在価値が償却原価を下回る場合は、信用損失による引当金を、公正価値が償却原価を下回る金額を限度に、連結損益計算書を通じて計上します。信用損失による引当金として計上されなかった価値の下落については、税効果を考慮した上でその他の包括利益(損失)として計上されます。

ソニーは、定期的に満期保有目的に区分された負債証券に関する信用損失の評価を実施しています。ソニーは、過去又は現在の事象や状況、合

理的で裏付け可能な将来予測等のキャッシュ・フローの回収可能性の評価に関連する入手可能な内部、外部情報にもとづき、契約期間にわたる信用損失の可能性を見積もります。評価の結果必要と判断された場合は、負債証券から将来回収が見込まれるキャッシュ・フローの純額を反映するように信用損失に関する引当金が測定され、当期の損失に反映されます。

②容易に算定できる公正価値を持たない持分証券  
容易に算定できる公正価値を持たない持分証券は、取得原価から減損を控除し、同じ発行体の同一又は類似投資の秩序ある取引における観察可能な価格変動を加減した金額で測定されています。容易に算定できる公正価値を持たない持分証券に減損の兆候がある場合、ソニーは持分証券の価値が下落しているかを評価します。持分証券の価値が下落したと評価される場合は、投資の減損を認識し、公正価値まで評価減を行います。減損の要否の判定は、経営成績、事業計画及び将来の見積キャッシュ・フローなどの要因を考慮して決定されます。公正価値は、割引キャッシュ・フロー、直近の資金調達状況の評価及び類似会社との比較評価などを用いて算定しています。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

有形固定資産の減価償却費は定額法を採用し、これらの資産の見積耐用年数(建物及び構築物については2年から50年、機械装置及びその他の有形固定資産については2年から10年の期間)にもとづき、計算しています。

##### ②営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却せず、年一回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行います。報告単位及び耐用年数が確定できない無形固定資産の公正価値は通常、割引キャッシュ・フロー分析により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー(その支払・受取時期を含む)、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永久成長率、利益倍率、類似企業の決定、類似企業に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定等の多くの見積り及び前提を使用します。

償却対象となる無形固定資産は、主に特許権、ノウハウ、ライセンス契約、顧客関係、商標、販売用ソフトウェア、社内利用ソフトウェア、ミュージック・カタログ、アーティスト・コントラクト及びテレビ放送委託契約からなっています。特許権、ノウハウ、ライセンス契約、商標、販売用ソフトウェア及び社内利用ソフトウェアは、主に、3年から10年の期間で均等償却しています。顧客関係、ミュージック・カタログ、アーティスト・コントラクト及びテレビ放送委託契約は、主に、10年から44年の期間で均等償却しています。

#### (5) 引当金の計上方法

##### ①損失評価引当金

ソニーは特定の金融資産について、予想信用損失を見積もり、損失評価引当金の計上を行っています。

受取手形、売掛金及び契約資産に対する損失評価引当金は、弁済期日の経過日数や取引先の属性等に応じた集成的ベース又は個別の取引先毎に、過去の事象、現在の状況及び報告日時点において合理的で裏付け可能な将来予測を考慮して、契約期間にわたる予想信用損失に等しい金額で測定されています。

投資有価証券その他に対する損失評価引当金は、主に金融分野における満期保有目的の負債証券や住宅ローンを含む貸出金に対するもので、集成的ベース又は個々の発行体毎に、資産種別、信用リスク格付け、担保の回収能力、期日経過状況や金融商品のその他の関連する特性等の過去の事象、現在の状況及び報告日時点において合理的で裏付け可能な将来予測を考慮して、契約期間にわたる予想信用損失に等しい金額で測定されています。予想信用損失の測定には、バーゼルIII規制の枠組みや主要な信用格付け機関が公表する外部情報を活用して、デフォルト率(以下「PD」)、デフォルト時損失率(LGD)及びデフォルト時貸出残高(EAD)を乗じています。また、PDの算定には将来予測が含まれています。

上記の金融資産の全部又は一部の回収が合理的に見込まれなくなった時点で、その資産の総額での帳簿価額を償却しています。

売却可能証券又は満期保有目的証券に区分される負債証券に対する損失評価引当金については、「(3)①市場性のある負債及び持分証券」もあわせてご参照ください。

## ②製品保証引当金

ソニーは、収益認識時点で製品保証引当金を計上しています。製品保証引当金は、売上高、見積故障率及び修理単位あたりのアフターサービス費の見積額にもとづいて計算されています。製品保証引当金の計算に用いられた見積・予測は定期的に見直されています。

## (6) 見積りの使用

米国会計原則にしたがった連結財務諸表の作成は、決算日における資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与えるような見積り・予測を必要とします。最も重要な見積りは、投資有価証券の評価、棚卸資産の評価、長期性資産の公正価値、営業権及び無形固定資産の公正価値、企業結合により取得した資産及び引受負債の公正価値、製品保証に関する負債、年金及び退職金制度、繰延税金資産、不確実な税務ポジション、繰延映画製作費ならびに保険関連の債務の算定、評価に使用される見積りを含みます。結果として、このような見積りと実績が大きく異なる場合があります。新型コロナウイルス感染拡大がソニーの事業に悪影響を与え得るタイミングや度合いは不確実であり、今後の事態の進展によります。この不確実性は、会計上の見積り及び前提に追加の変動をもたらす可能性があります。

## (7) その他

### ①金融商品の信用損失の測定

2016年6月、米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」)は金融商品の信用損失の測定に関する基準を

変更する会計基準アップデート (Accounting Standards Update、以下「ASU」) 2016-13を公表しました。このASUは、金融商品の信用損失の測定にあたり、過去の損失実績、現在の状況、将来の状況の予測及び予測される信用損失など関連する全ての情報を考慮することを要求しています。ソニーは、2020年4月1日からこのASUを適用しています。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありませんでした。

## ②映画製作費及び番組コンテンツのライセンス契約に関する改訂

2019年3月、FASBは映画製作費及び番組コンテンツのライセンス契約に関する会計処理を変更するASU 2019-02を公表しました。このASUは、テレビ番組制作費用の資産化にかかるガイダンスを改訂し、テレビ放映権の減損にあたっては正味実現可能価額ではなく、公正価値を用いるように要求しています。また、映画製作費及びテレビ放映権の表示及び開示要求を改訂しています。加えて繰延映画製作費の計上にあたっては、主要な収益戦略が個々の作品か、ストリーミング配信のライブラリに加えるための映画公開のように、他の映画や放映権と合わせた資産グループかを定性的に判断することが要求されます。資産グループの場合、減損は個々の作品ではなく資産グループで判定されます。ソニーは、2020年4月1日から将来に向かってこのASUを適用しています。このASUの適用により、ソニーは棚卸資産に含まれていた映画分野におけるテレビ放映権及び音楽

分野におけるアニメーション作品制作費を繰延映画製作費に含めて開示しています。

上記の新会計基準の適用による、2020年4月1日時点の連結貸借対照表に対する累積的影響額は、以下のとおりです。

区分	金額 (百万円)				
	2019年度末 (2020年3月31日)	新会計基準の適用による累積的影響額			2020年度期首 (2020年4月1日)
		ASU2016-13	ASU2019-02	合計	
(資産の部)					
流動資産					
受取手形、売掛金及び契約資産	1,028,793	—	—	—	1,028,793
損失評価引当金 *	△25,873	△280	—	△280	△26,153
棚卸資産	589,969	—	△31,517	△31,517	558,452
未収入金	188,106	△30	—	△30	188,076
前払費用及びその他の流動資産	594,021	△12	—	△12	594,009
流動資産合計	5,735,145	△322	△31,517	△31,839	5,703,306
繰延映画製作費	427,336	—	31,517	31,517	458,853
投資及び貸付金					
投資有価証券その他	12,526,210	780	—	780	12,526,990
損失評価引当金	—	△6,341	—	△6,341	△6,341
投資及び貸付金合計	12,734,132	△5,561	—	△5,561	12,728,571
その他の資産					
繰延税金	210,372	45	—	45	210,417
その他	340,005	△721	—	△721	339,284
その他の資産合計	3,234,086	△676	—	△676	3,233,410
資産合計	23,039,343	△6,559	—	△6,559	23,032,784
(負債の部)					
繰延税金	549,538	△1,504	—	△1,504	548,034
負債合計	18,242,041	△1,504	—	△1,504	18,240,537
(資本の部)					
当社株主に帰属する資本					
利益剰余金	2,768,856	△3,669	—	△3,669	2,765,187
当社株主に帰属する資本合計	4,125,306	△3,669	—	△3,669	4,121,637
非支配持分	664,229	△1,386	—	△1,386	662,843
資本合計	4,789,535	△5,055	—	△5,055	4,784,480
負債及び資本合計	23,039,343	△6,559	—	△6,559	23,032,784

\* 新会計基準の適用により、連結貸借対照表上の当該科目の名称を、「貸倒引当金」から「損失評価引当金」に変更しています。



## 2. 連結貸借対照表関係

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ①担保に供している資産

有価証券	48,899百万円
投資有価証券	862,565百万円
銀行ビジネスにおける住宅ローン	562,731百万円

#### ②担保に係る債務

短期借入金	1,129,209百万円
長期借入債務	240,019百万円

上記のほか、国内の金融子会社において、債券貸借取引として投資有価証券326,156百万円を貸し付けており、担保として有価証券373,274百万円を受け入れています。

また、国内の金融子会社において内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として簿価12,769百万円の投資有価証券を差し入れています。

### (2) 保証債務等

主に、関連会社等の銀行借入等に対する保証であります。

保証債務	529百万円
------	--------

## 3. 連結資本変動表関係

当年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

普通株式	5,800,700株
------	------------

※当社は、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準にもとづき連結計算書類の一部として資本勘定の期中の動きを表示した連結資本変動表を作成し、包括利益とその内訳を開示しています。包括利益とは資本取引以外の資本勘定の増減と定義され、当期純利益とその他の包括利益からなっています。その他の包括利益には外貨換算調整額等の増減額が含まれています。当社は、会社計算規則第96条に定める連結株主資本等変動計算書の開示要求を考慮し、連結資本変動表を開示しています。

## 4. 金融商品に関する注記

(単位：百万円)

### (1) 金融商品の状況に関する事項

金融分野を除くソニーの事業活動に必要な資金は、金融資本市場及び金融機関から社債及び借入等で調達しています。また、余剰資金については安全性の高い金融資産で運用しています。ソニーでは為替予約、通貨オプション契約及び金利スワップ契約等のデリバティブ契約を締結していますが、これは主に為替変動リスク、キャッシュ・フロー変動リスクを軽減することを目的としており投機的な取引は行っていません。金融分野は保険料収入及び銀行ビジネスにおける顧客預金を主な資金の源泉として、安定的な投資収益の確保のため有価証券及び融資などの投資を行っています。これらの金融資産・負債は金利・株価・為替等の変動リスクに晒されているため、適正なバランスを保つことを目的に、資産負債の総合管理を行っています。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

現金・預金及び現金同等物、コールローン、定期預金、受取手形、売掛金及び契約資産、コールマネー、短期借入金、支払手形及び買掛金、及び銀行ビジネスにおける顧客預金は主として短期取引であり、おおむね公正価値で計上されているため、下記の表から除いています。

	簿価	公正価値	差額
有価証券及び投資有価証券	14,229,434	15,914,288	1,684,854
銀行ビジネスにおける住宅ローン	2,354,546	2,559,073	204,527
資産計	16,583,980	18,473,361	1,889,381
長期借入債務（1年以内に返済期限の到来する長期借入債務を含む）	904,993	951,874	46,881
生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資勘定	1,103,785	1,159,195	55,410
負債計	2,008,778	2,111,069	102,291
デリバティブ取引	(11,617)	(11,617)	—

(注) 1. デリバティブ取引により発生した資産・負債は純額で表示しており、合計で債務となる場合は( )で表示しています。

2. 容易に算定できる公正価値を持たない持分証券は、「有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産について記載すべき重要なものはないため開示を省略しています。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益(普通株式)

952円29銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

### 自己株式の取得枠設定

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法及び当社定款の規定にもとづき、自己株式の取得枠を設定することを決議しました。

①取得し得る株式の総数：2,500万株(上限)

②株式の取得価額の総額：2,000億円(上限)

③取得期間：2021年4月30日～2022年4月28日

## 株主資本等変動計算書(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	880,214	1,093,907	—	34,870	915,587	△232,503	2,692,074
当期変動額							
剰余金の配当					△61,343		△61,343
当期純利益					195,669		195,669
自己株式の取得						△366	△366
自己株式の処分			△11,795			108,641	96,845
利益剰余金から資本剰余金への振替			11,795		△11,795		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	122,530	108,275	230,805
当期末残高	880,214	1,093,907	—	34,870	1,038,117	△124,228	2,922,880

(単位：百万円)

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	1,078	13,384	2,706,537
当期変動額			
剰余金の配当			△61,343
当期純利益			195,669
自己株式の取得			△366
自己株式の処分			96,845
利益剰余金から資本剰余金への振替			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,271	1,375	3,645
当期変動額合計	2,271	1,375	234,451
当期末残高	3,349	14,758	2,940,987

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

(イ)市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等にもとづく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により

処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(ロ)市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### ②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### ③たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定)

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～50年

機械及び装置 4～10年

#### ②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)にもとづく定額法、

市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間(3年)にもとづく定額法によっています。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定債権に対する取立不能見込額と、一般債権に対する貸倒実績率により算出した金額との合計額を計上しています。

#### ②賞与引当金

執行役及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額にもとづき計上しています。

#### ③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき計上しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌年度から費用処理することとしています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

#### ④パソコン回収再資源化引当金

家庭系使用済パソコンの回収及び再資源化の支出に備えるため、売上台数を基準として支出見込額を計上しています。

#### ⑤債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等にかかる損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。

#### (4) 繰延資産の処理方法

支出時の費用として処理しています。

#### (5) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用しています。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

前年度において、区分掲記していた「流動資産」の「未収入金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当年度より「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前年度の貸借対照表の組替えを行っています。

この結果、前年度の貸借対照表において、「流動資産」の「未収入金」に表示していた174,822百万円を「その他」に含め、「その他」を199,597百万円として組替えています。

## 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	187,944百万円
長期金銭債権	710,766百万円
短期金銭債務	82,735百万円
長期金銭債務	359百万円

#### (2) 固定資産の圧縮記帳実施額

国庫補助金等	－百万円
(累計額)	362百万円)
保険金等	－百万円
(累計額)	25百万円)

#### (3) 退職給付引当金と相殺表示している退職給付信託における年金資産額

	年金資産控除前 退職給付引当金	退職給付信託に おける年金資産額
退職一時金制度	74,674百万円	2,803百万円
企業年金制度	29,678百万円	7,627百万円

#### (4) 保証債務等

債務保証契約	547,669百万円
経営指導念書等の差入れ※	4,775百万円

※経営指導念書等は、関係会社の信用を補完することを目的とした関係会社との合意書が主なものです。

## 4. 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

##### 営業取引による取引高

売上高	132,826百万円
受取配当金	166,483百万円
仕入高	46,692百万円
営業取引以外の取引による取引高	47,777百万円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当年度末における自己株式数  
 普通株式 21,831,206株
- (2) 配当に関する事項

### ①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年 5月13日 取締役会	普通株式	30,504百万円	25円	2020年 3月31日	2020年 6月 5日
2020年10月28日 取締役会	普通株式	30,839百万円	25円	2020年 9月30日	2020年12月 1日

### ②基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年 4月28日 取締役会	普通株式	37,177百万円	利益 剰余金	30円	2021年 3月31日	2021年 5月27日

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の

内訳

投資その他の資産

繰延税金資産\*1

関係会社株式等	201,544百万円
繰越欠損金*2	50,011百万円
貸倒引当金	70,780百万円
退職給付引当金	29,476百万円
その他	35,280百万円
繰延税金資産小計	387,091百万円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額*2	△ 26,466百万円
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	△ 297,233百万円
繰延税金資産合計	63,392百万円

繰延税金負債\*1

その他有価証券評価差額金	△ 1,427百万円
その他	△ 1,380百万円
繰延税金負債合計	△ 2,807百万円

繰延税金資産の純額 60,585百万円

(注) \*1 繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)を適用し、改正前の税法の規定に基づいて算定しています。

\*2 2021年3月31日現在の税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額は50,011百万円であり、2021年度から2030年度までの間に繰越期限が到来します。なお、翌事業年度以降の課税所得と相殺できない部分については、貸借対照表上の繰延税金資産の算定にあたり、評価性引当額として繰延税金資産の金額から控除しています。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ソニーオプティーク(株)	所有 直接 99.0% 間接 1.0%	資金取引	資金の回収(*1)	300	長期貸付金(*2)	41,733
	ソニーセミコンダクタ マニュファクチャリング(株)	所有 間接100.0%	資金取引	資金の貸付(*1) 利息の受取(*1)	34,708 1,353	長期貸付金 その他流動資産	304,873 1,076
	ソニーモバイル コミュニケーションズ(株)(*3)	所有 間接100.0%	債務保証	債務保証(*4) 保証料の受取(*4)	218,560 170	その他流動資産	173
	Sony Capital Corporation	所有 間接100.0%	債務保証	債務保証(*5) 保証料の受取(*5)	46,939 101	その他流動資産	103
	Sony Corporation of America(*6)	所有 直接100.0%	資金取引 役員の兼任	資金の回収(*1) 利息の受取(*1)	179,148 1,785	長期貸付金 その他流動資産	172,852 1,483
	Sony Europe B.V.	所有 間接100.0%	債務保証	債務保証(*7) 保証料の受取(*7)	126,150 89	その他流動資産	88
	Sony Global Treasury Services Plc	所有 間接100.0%	債務保証	債務保証(*8) 保証料の受取(*8) 経営指導念書等の 差入れ(*9)	58,846 126 4,775	その他流動資産 —	128 —

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていません。課税取引にかかる期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- \*1 貸付金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しています。
- \*2 長期貸付金の期末残高に対して41,733百万円の貸倒引当金を計上しています。なお、当事業年度において戻入額300百万円を計上しています。
- \*3 2021年4月1日付で、ソニーモバイルコミュニケーションズ(株)は、商号をソニー(株)に変更しました。
- \*4 資金の借入につき、債務保証を行ったものです。なお、当該債務保証に対して保証料(170百万円)を受領しています。
- \*5 フィルムファイナンス及びリース契約等につき、債務保証を行ったものです。なお、当該債務保証に対して保証料(101百万円)を受領しています。
- \*6 2021年1月1日付で、Sony Corporation of Americaを存続会社、Sony Americas Holding Inc.を消滅会社とする吸収合併を行いました。
- \*7 資金の借入等につき、債務保証を行ったものです。なお、当該債務保証に対して保証料(89百万円)を受領しています。
- \*8 リース契約及び契約債務履行等につき、債務保証を行ったものです。なお、当該債務保証に対して保証料(126百万円)を受領しています。
- \*9 契約債務履行及び為替取引に対する信用補完を行ったものです。



## (2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	吉田 憲一郎	被所有 直接0.0%	当社代表執行役	新株予約権の行使(*)	249	—	—
	十時 裕樹	被所有 直接0.0%	当社代表執行役	新株予約権の行使(*)	277	—	—
	石塚 茂樹	被所有 直接0.0%	当社代表執行役	新株予約権の行使(*)	65	—	—
	勝本 徹	被所有 直接0.0%	当社執行役	新株予約権の行使(*)	16	—	—
	神戸 司郎	被所有 直接0.0%	当社執行役	新株予約権の行使(*)	15	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- \* 2010年6月18日、2011年6月28日、2013年6月20日、2014年6月19日、2015年6月23日、2016年6月17日及び2017年6月15日に開催された定時株主総会の特別決議により発行した会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづく新株予約権の権利行使となります。なお、取引金額は当社に対する払込資本の金額であり、権利行使額に権利付与額を加算した金額を開示しております。

## 8. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,361円33銭
1 株当たり当期純利益	159円02銭

## 9. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制適用会社です。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

### I. ソニー株式会社への会社分割

#### 1. 取引の概要

(1) 結合当事企業及び対象となった事業の内容

吸収分割承継会社:ソニー株式会社

事業内容:エレクトロニクス・プロダクツ & ソリューション事業

(2) 企業結合日

2021年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社、ソニー株式会社(当社の連結子会社)を吸収分割承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

ソニー株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は2021年4月1日付で商号を変更し、「ソニーグループ株式会社」を発足しました。当社は、これまで、グループ本社機能とエレクトロニクス事業の本社間接機能を有していましたが、これらの機能を分離・再定義し、「ソニーグループ株式会社」を、

グループ本社機能に特化した会社とします。かかる機構改革に伴い、当社が営むエレクトロニクス事業の一部の機能のソニー株式会社への移管の一環として、2021年4月1日付で、エレクトロニクス・プロダクツ & ソリューション事業に関する権利義務を吸収分割の方法により当社の完全子会社であるソニー株式会社に承継させる会社分割を行いました。

#### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」にもとづき、共通支配下の取引として処理しております。

### II. ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社への会社分割

#### 1. 取引の概要

(1) 結合当事企業及び対象となった事業の内容

吸収分割承継会社:ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社

事業内容:イメージング & センシング・ソリューション事業

(2) 企業結合日

2021年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社、ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社(当社の連結子会社)を吸収分割承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は2021年4月1日付で商号を変更し、「ソニーグループ株式会社」を発足しました。当社は、これまで、グループ本社機能とエレクトロニクス事業の本社間接機能を有していましたが、これらの機能を分離・再定義し、「ソニーグループ株式会社」を、グループ本社機能に特化した会社とします。かかる機構改革に伴い、当社が営むエレクトロニクス事業の一部の機能のソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社への移管の一環として、2021年4月1日付で、イメージング&センシング・ソリューション事業に関する権利義務を吸収分割の方法により当社の完全子会社であるソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社に承継させる会社分割を行いました。

(自己株式の取得枠設定)

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法及び当社定款の規定にもとづき、自己株式の取得枠を設定することを決議しました。

- ①取得し得る株式の総数: 2,500万株(上限)
- ②株式の取得価額の総額: 2,000億円(上限)
- ③取得期間: 2021年4月30日~2022年4月28日

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」にもとづき、共通支配下の取引として処理しております。